

(様式第7号) (第18第2項)

業 務 等 質 問 書

提出日：令和8年2月12日

発注機関名	健康福祉政策課	公 告 日	令和8年2月3日
業 務 名 業務箇所名	長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業等実施業務		
質 問 内 容	<p>①仕様書6(1) 申請要項の仕様と内容がわかるデータをご教示いただきたいです。</p> <p>②仕様書6(1) 申請書様式の仕様と内容がわかるデータをご教示いただきたいです。</p> <p>③仕様書6(2) 電話による問い合わせ件数の実績または見込みをご教示いただきたいです。</p> <p>④仕様書6(4) 郵送での申請とシステムからの申請の割合をご教示いただきたいです。</p> <p>⑤仕様書6(4) 電子申請システムは「ながの電子申請サービス」によるものでしょうか、それとも受託者にて用意するものでしょうか。</p>		

回答日：令和8年2月13日

回 答	<p>①前回事業（申請受付期間：令和7年4月16日～同年6月30日）の申請要項の仕様は、A4サイズ、8ページ、白黒・カラーの指定なし、両面印刷です。</p> <p>参考に前回事業の申請要項を添付しますので、内容はこちらをご覧ください。</p> <p>なお、今回の申請要項は内容が変更になるほか、ページ数が増加する可能性がございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>②参考に前回事業（申請受付期間：令和7年4月16日～同年6月30日）の申請書様式（高齢者福祉施設用）を添付しますので、仕様及び内容はこちらをご覧ください。</p> <p>なお、今回の様式は変更になる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。（特に、障がい福祉施設については「障害福祉サービス継続支援金」、医科診療所（有床・無床）、歯科診療所及び薬局については「診療所等物価上昇対応支援金」の申請書を兼ねることになるため、該当する施設区分の申請書様式において、記載項目の追加等が想定されます。）</p> <p>③前回事業（申請受付期間：令和7年4月16日～同年6月30日）の電話による問合せ件数は、約2,000件です。</p> <p>④前回事業（申請受付期間：令和7年4月16日～同年6月30日）の郵送による申請と電子申請の割合は、郵送：約2割、電子：約8割です。</p> <p>⑤電子申請システムは受託事業者でご用意ください。</p>
-----	--

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 申請要項

申請受付期間

令和7年4月16日（水） ～ 令和7年6月30日（月）

申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

速やかに支援金を支給するため、できるだけ電子申請にご協力をお願いします。

（１）電子申請の場合

下記のホームページから、申請フォームに進んでください。

（２）郵送の場合

下記のホームページから、該当する様式の申請書をダウンロードしてください。

※申請書様式の郵送を希望する方は、お電話にてご請求ください。

< 提出先 > ↓切取って宛先にご利用ください

〒380-0821 長野県長野市上千歳町 1137-23
リアライズ長野ビル 2階
(日本旅行 長野支店内)

【長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局】あて

※簡易書留・レターパック等郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

【申請フォーム、申請書様式】

電子申請、申請書様式ダウンロードは、次の URL 又は QR コードからお願いします。

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kakakukoutoushien.html>



お問合せ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：026-234-6300

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※ 本事業は株式会社日本旅行 長野支店に委託して実施しています。

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金の申請について

1 概要

価格高騰の影響を緩和するため、社会福祉施設・医療機関等を対象に社会福祉施設等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

2 支給対象者等

(1) 支給対象者

支給対象者は、長野県内に所在する下表に定める施設・事業所の設置者又は開設者です。

施設等区分		施設種別
①高齢者福祉施設	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（併設型、単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（医療みなし*を除く。）
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなし*を除く。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援
②障がい福祉施設	入所系	施設入所支援、共同生活援助、医療型障害児入所施設
	通所系①	生活介護、療養介護、短期入所（併設型、単独型に限る。）
	通所系②	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系①	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
	訪問系②	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
③保護施設	入所系	救護施設
	通所系	社会事業授産施設
④医療機関		病院、医科診療所（有床・無床）
⑤医療機関		歯科診療所（病院併設の診療所は対象外）
⑥助産所		－
⑦薬局		－
⑧施術所（柔道整復）		－
⑨施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		－
⑩歯科技工所		－
⑪普通公衆浴場		－

※ 病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所

(2) 支給対象外

- ・ 設置者が国及び地方公共団体（指定管理含む）
- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

3 支給要件

(1) 共通要件

- ・ 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること
- ・ 申請日現在で休止中でなく、また、支援期間（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）において休止又は廃止の予定がないこと

(2) 施設等区分別要件

① 高齢者福祉施設

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームであること

② 障がい福祉施設

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、障害福祉サービス等の指定を受けている事業所等であること（基準該当事業所を除く）

③ 保護施設

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、救護施設にあっては開設の認可を受け、社会事業授産施設にあっては開設の届出を行い、又は許可を受けていること

④ 医療機関（病院・医科診療所（有床・無床））

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、保険医療機関であること

⑤ 医療機関（歯科診療所）

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、保険医療機関であること

⑥ 助産所

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、開設の届出をしている又は開設の許可を受けていること

⑦ 薬局

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、保険薬局であること

⑧ 施術所（柔道整復）

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い[※]施設の指定を受けていること

⑨ 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い[※]施設の指定を受けていること（出張専門を含む）

- ⑧⑨[※] 施術者が医療保険で定める施術を行う場合に、被保険者（患者）は窓口で一部負担金のみを支払い、施術者が被保険者（患者）に代わって保険者等に療養費の支給申請を行い、療養費を受け取ること

⑩ 歯科技工所

- ・ 令和7年1月1日時点で、保健所へ開設の届出をしていること

⑪ 普通公衆浴場

- ・ 令和7年1月1日時点で、物価統制令（昭和21年3月3日号外勅令第118号）により入浴料金の統制を受けている普通公衆浴場であって、かつ、営業の許可を受けていること

4 支給金額

以下の区分ごとに1施設等あたり基準単価+加算額の合計を支給します。

施設等区分		支給金額（1施設等あたり）	
		基準単価	加算額
①高齢者福祉施設	入所系（併設型短期入所生活介護）	— ※2	7千円×利用定員※1※3
	入所系（上記以外のサービス）	120千円※4	7千円×利用定員※1※3
	通所系	60千円	（2千円×利用定員※1） +20千円
	訪問系	20千円	20千円
②障がい福祉施設	入所系	120千円	7千円×利用定員※1
	通所系①（生活介護、療養介護及び短期入所）	60千円	（2千円×利用定員※1） +20千円
	通所系②（上記以外のサービス）	60千円	20千円
	訪問系①※5	20千円	20千円
	訪問系②※5	20千円	20千円
③保護施設	入所系	120千円	7千円×利用定員※1
	通所系	60千円	20千円
④医療機関	病院	120千円	15千円×許可病床数※1
	医科診療所（有床）		
	医科診療所（無床）	60千円	—
⑤医療機関	歯科診療所	60千円	—
⑥助産所		60千円	—
⑦薬局		60千円	—
⑧施術所（柔道整復）		20千円※6	—
⑨施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		20千円※6	—
⑩歯科技工所		20千円	—
⑪普通公衆浴場		30千円	—

【支給金額算定にあたっての留意事項】

※1 加算額の算定における利用定員及び許可病床数は、令和7年1月1日現在とします。

※2 高齢者福祉施設（入所系）のうち併設型短期入所生活介護は、本体施設で算定するため、基準単価は支給しません。

- ※3 高齢者福祉施設（入所系）の利用定員について、短期入所生活介護は単独型及び併設型の定員、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは軽費老人ホームの定員とします。
- ※4 （地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームについては、軽費老人ホームでのみ基準単価を算定してください。
- ※5 障がい福祉施設（訪問系）について、一つの施設等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1施設等あたり基準単価20千円+加算額20千円とします。
- （例）一つの施設等において、訪問系①のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている場合でも、支給金額は40千円（基準単価20千円+加算額20千円）です。なお、訪問系①と訪問系②は別の区分であるため、一つの施設等において訪問系①の居宅介護と訪問系②の計画相談の指定を受けている場合、支給金額は①40千円（基準単価20千円+加算額20千円）+②40千円（基準単価20千円+加算額20千円）=80千円です。
- ※6 施術所（柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）について、一つの施設において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく柔道整復又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づくあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数を開設している場合は、開設している業務の種類・該当数に関わらず、1施設あたりの基準単価は20千円とします。

5 申請上の留意事項

- ・本支援金における支援期間は、令和7年1月1日から令和7年6月30日です。
- ・申請者が法人の場合、可能な限り法人内でまとめて申請してください。ただし、審査は施設・種別ごとに行いますので、支払日が異なる場合もあります。
- ・本社所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する施設・事業所は対象となります。
- ・1法人で複数の施設・事業所を運営している場合（例：A法人が病院と介護老人保健施設を運営）、どちらも支給を受けられます。
- ・介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等で、一つの事業所で複数の指定を受けている場合（例：介護老人保健施設と通所リハビリテーション、施設入所支援と生活介護、就労継続支援A型とB型等）、それぞれのサービス種別ごとに計上できます。ただし、障害福祉サービス事業所のうち、訪問系①②の事業所については前記4の※5によります。
- ・介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等であって、共生型の事業所は、本体事業所の指定を受けている区分で申請してください。
- ・医科診療と歯科診療を同一施設で実施している場合は、病院・医科診療の区分で申請してください。（歯科診療所区分との重複申請はできません。）
- ・申請日時点で休止中の施設・事業所は対象となりません。
- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。

6 申請方法等

(1) 申請受付期間

令和7年4月16日(水) ~ 令和7年6月30日(月)

(2) 申請方法

- ・電子申請 表紙の URL 又は QR コードから申請してください。
- ・郵送申請 表紙の URL 又は QR コードから該当する様式の申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、下記提出先宛てお送りください。

(3) 必要書類

- ・電子申請 B
- ・郵送申請 A B

A 社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書

申請書は施設区分ごとに9種類*に分かれているため、該当する様式を使用してください。

- * ①高齢者福祉施設用
②障がい福祉施設用
③保護施設用
④医療機関(病院・医科診療所(有床・無床)、歯科診療所)用
⑤助産所・薬局用
⑥施術所(柔道整復・受領委任取扱い施設)用
⑦施術所(あん摩マッサージ、はり、きゅう・受領委任取扱い施設)用
⑧歯科技工所用
⑨普通公衆浴場用

B 振込先口座の通帳等の写し (※)振込先口座については下記(4)をご覧ください。

- 「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が鮮明に読み取れるもの
- 通帳がない場合は、上記を確認できるもの
- 通帳の場合は表紙をめくった見開きページを添付(口座名義人のフリガナ確認のため)
- 電子申請の場合は、写真データでも可

※振込先口座は、申請者名義(法人であれば当該法人名義、個人事業主であれば当該個人名義)の口座を指定してください。

やむを得ず申請者名義以外の口座を指定する場合は、上記A・Bの書類に加えて、委任状(委任者の押印が必要です)をご用意いただき、郵送で申請してください。

委任状の参考様式は、表紙のURL又はQRコードからご確認いただけます。

<提出先>

〒380-0821 長野県長野市上千歳町 1137-23 リアライズ長野ビル2階
(日本旅行 長野支店内)
「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局」あて

※令和7年6月30日(月)の消印有効です。

※郵送申請の際は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

(4) 振込先口座

- ・振込先口座は、申請者名義（法人であれば当該法人名義、個人事業主であれば当該個人名義）の口座を指定してください。
- ・過去に以下の助成金等の支給を受けている場合は、原則として、当該助成金等で申請した口座と同じ口座を指定してください。

- 高齢者福祉施設…令和6年度「長野県介護職員処遇改善支援補助金」
- 障がい福祉施設…令和6年度「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」
- 病院、医科診療所…令和2年度「新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業」

7 お問い合わせ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：026-234-6300

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※本事業は株式会社日本旅行 長野支店に委託して実施しています。

8 申請後の手続き等

- ・申請から支払いまでは約2か月を予定しています。ただし、申請が一定期間に集中した場合は、審査に時間を要し、支払いまで2か月以上かかる場合があります。
- ・申請書類を受領後、審査の結果、支援金の支給を決定したときは、指定の口座へ振り込みます。
- ・支給決定の旨と支払予定日を記載した通知を郵送でお送りします。
- ・申請要件を満たさない等の理由により、支援金の不支給を決定したときは、その旨を記載した通知を郵送でお送りします。

9 その他注意事項

- ・支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還いただきます。
- ・申請に係る証拠書類は、支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ・申請により得られた情報は、支援金支給業務以外に使用することはありません。
- ・申請者の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せず、県が定める期限までに修正の確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・上記不備等がない場合は、事務局からの申請内容に関する連絡等はいたしません。
- ・身体に障がいのある方が申請される場合は、代筆でも構いません。
- ・国や市町村など他団体からの同趣旨の支援金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。ただし、本支援金を受給した後に他の同趣旨の支援金を受給できるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

※QR コードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3 振込先

金融機関名		支店名	
金融機関コード (4桁)		支店コード (3桁)	
口座種別		口座番号 (7桁)	
口座名義人 ※カタカナで記載			

※必ず法人名義の口座を指定すること。
※口座番号は右詰めで記入すること。

4 支給要件

※すべてにチェックがなければ支給を受けることができません。

支給を申請する施設等は下記の要件を満たしています。

- 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること。
- 申請日時点で休止中でなく、また、支援期間において休止又は廃止の予定がないこと。
- 令和7年1月1日時点で、介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームであること。

5 誓約

※すべてにチェックがなければ支給を受けることができません。

私は、社会福祉施設等価格高騰対策支援金を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 県税に滞納はありません。
- 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 支援金の支給決定後に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、速やかに支援金を返還します。

所在地

法人名

代表者職氏名

県記載欄（申請者は記入不要です）

日付					
担当者					